

# ICT 活用施工管理モデル工事実施要領

## 1. 実施概要

ICT 活用工事の受注機会の少ない中小企業を対象として、ICT 活用の中でも比較的導入しやすく汎用性の高い「遠隔臨場」、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」及び「電子検査」を中小規模の工事で実施し、ICT 施工スキル向上の一助とする。この3つの取り組みのすべての実施を確認できた際に、当面の間、インセンティブとして工事成績評価において評価をする。

## 2. 対象案件

- ・発注等級を B 等級以下とする港湾・海岸工事を対象とする。但し、A 等級まで拡大した場合は対象としないこととする。

## 3. 評価条件

以下の3つの取り組みのすべての実施を確認できた際に評価対象とする。

### (1) 遠隔臨場

- ・当該工事のすべての材料検査、施工状況検査及び立会を原則すべて遠隔臨場で実施する。なお、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領（案）』別表 1～3 にて、適応性が「△：特殊な機器等又は現場臨場が必要になる確認項目」は評価対象外とできるものとし、その他、通信の不具合など急なアクシデントにより、遠隔臨場の実施ができない場合は、監督職員と協議のうえ当該検査を評価対象外とすることができる。ただし、頻繁に同じ原因で遠隔臨場が実施できないなど、改善が見られない場合は評価しない。
- ・遠隔臨場の実施の確認は、受注者が週間工程表に遠隔臨場で実施したことがわかる旨記入することで行う。
- ・実施に当たっては、「港湾の建設現場における遠隔臨場の実施について（国港技第 73 号）：令和 4 年 12 月 1 日」に基づき実施する。

### (2) デジタル工事写真の小黑板情報電子化

- ・当該工事の港湾工事共通仕様書第 1 編第 1 章第 2 節 1-2-9 写真管理に基づき写真を撮影するものについては、原則「デジタル工事・業務写真の小黑板情報電子化の推進について（国港技第 66 号）：令和 3 年 1 月 19 日」に基づき実施する。
- ・デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施の確認は工事完成時に監督職員へ納品されたものから確認を行う。なお、工期内に工事帳票管理システムから確認を行ってもかまわない。

### (3) 電子検査

- ・当該工事の検査については、オンライン検査（「港湾工事における受発注者間の業務効率化の推進について（事務連絡）：平成 30 年 3 月 29 日」）もしくは、オフライン検査（「オフライン方式における電子検査の試行について」（事務連絡）：令和 2 年 3 月 31 日）のいずれかで実施した際に評価対象とする。
- ・指定部分検査等、完成検査以外にも検査を行う場合はそのすべてにおいて、電子検査を実施することとする。

#### **4. 評価内容**

3. の評価条件をすべて実施した場合は、工事成績評定において下記の評価を行うものとする。なお、評価条件を満たさない場合においても、工事成績評定の減点は行わない。

#### 工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

考 察 項 目
5. 創意工夫 I. 創意工夫 【その他】 その他 [理由 :ICT 活用施工管理モデル工事を適切に実施した ]

#### **5. 入札公告、入札説明書、特記仕様書への記載**

対象工事は、入札公告、入札説明書や特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する。(別紙1、別紙2参照)

### 【入札説明書記載例】

入札説明書の記載例については、以下のとおりとする。

なお、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

#### [入札説明書記載例]

##### ○. 工事概要

- ( ) 本工事は、「遠隔臨場」、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」、「電子検査」のすべてを実施することにより工事成績評定点にて評価する ICT 活用施工管理モデル工事である。

## 【特記仕様書記載例】

### 1. 工事概要

- ・「遠隔臨場」、「デジタル工事写真の黒板情報電子化」、「電子検査」のすべてを実施することにより工事成績評定点にて評価する ICT 活用施工管理モデル工事である。

### 8. その他

#### 8-0 ICT 活用施工管理モデル工事

本工事は ICT 活用施工管理モデル工事であり、実施に当たっては「ICT 活用施工管理モデル工事実施要領」に基づき行うものとする。